

[事案 25-52] 死亡保険金支払請求

・平成 25 年 8 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に規定する免責事由に該当することを理由に死亡保険金が支払われないことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、被保険者(申立人の息子)の勤務先における死亡事故について死亡保険金を支払ってほしい。

- (1)被保険者には自殺をする動機が見当たらないので、被保険者の死亡は自殺によるものではない。
- (2)被保険者の死亡事故に関する確認報告書に記載された、被保険者の「当日の足取り等」からして、保険会社の判断は不合理である。
- (3)他の保険会社からは死亡保険金が支払われている。

<保険会社の主張>

本契約の約款では、契約の責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺を、死亡保険金の支払免責事由とする旨を規定しており、被保険者の死亡日は、責任開始日から3年以内であるので、被保険者の死亡が自殺によるものである場合には、支払免責事由に該当するが、保険会社においては、被保険者の死亡が自殺によるものであると判断している。

よって、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項3号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)本件では、被保険者の死亡が自殺によるものであるか否かを検討する必要がある。
- (2)被保険者の死亡を受け、被保険者の勤務先において事故調査委員会が設置されており、同委員会は、被保険者が死亡した原因について、「自殺の可能性が極めて高い」と判断したことを公表していることから、保険会社において、被保険者の死亡が自殺によるものであると判断したことには相応の理由があるといえる。
- (3)これに対し、自殺の動機の有無については、被保険者の死亡前日までの勤務状況や生活状況について検討する必要があるため、被保険者の勤務先関係者からの事情聴取が必要になると考えられ、被保険者の当日の足取りについても同様だが、当審査会の手続きにおいては、勤務先関係者からの事情聴取等の手続きは認められておらず、本件は、当審査会が裁判外紛争解決機関として適正に判断することは著しく困難である。
- (4)他の保険会社の支払いが、被保険者の死亡について免責期間内ではあるが自殺によるも

のではないと判断したことによるものか、自殺か否かにかかわらず免責期間経過後の死亡であったことによるものか、明らかではなく、他の保険会社の支払いがなされたことをもって、保険会社の判断が不合理であると認めることはできない。

(5) よって、本件は、裁判手続による解決が相当と考える。